

答申第2号

令和4年3月4日

海老名市長 内野 優 殿

海老名市個人情報保護審査会

会 長 鴨志田 勝則

海老名市個人情報保護条例第7条ただし書の規定に基づく諮問について

(答申)

海老名市個人情報保護条例（平成17年条例第13号。以下「条例」という。）第7条ただし書の規定に基づき、令和4年2月28日付けで諮問された次の事項について、別紙のとおり答申する。

#### 諮問事項

新型コロナウイルス感染症の自主療養者に対する支援事業実施のための要配慮個人情報  
の取扱いについて

## 第1 審査会の結論

新型コロナウイルス感染症の自宅療養者支援事業を実施するに当たり、神奈川県（以下「県」という。）から提供される自主療養者に関する個人情報を収集し取り扱う場合において、要配慮個人情報のうち次に掲げるものについては、条例第7条ただし書に規定する「事務若しくは事業の実施のために必要がある」と認められるものと判断する。

- 1 病歴（条例第7条第4号）
- 2 健康診断等の結果（条例第7条第6号）

## 第2 諮問の概要

### 1 自主療養者に対する支援事業の実施の目的

市では、新型コロナウイルス感染症の自宅療養者に対し、自宅療養期間における当該者の健康状態の確認等や生活を支援するため、市独自の支援策として「自宅療養者支援事業」を実施している。

先般、県は、新型コロナウイルス感染症（オミクロン株）の急速な感染拡大に伴い、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に基づかない独自の仕組みとして「自主療養制度」の運用を開始した。

市としては、住民の生命及び身体の保護を目的に、現在行っている自宅療養者と同様、自主療養者についても積極的に支援を実施したい。

### 2 経緯

#### （1）市の支援事業について

令和3年2月5日から新型コロナウイルス感染症による自宅療養者等に対し、自宅療養者支援事業を実施しており、同年4月22日には感染症法第44条の3第6項に基づく県市連携事業として、県と市において覚書を締結し、県から提供された自宅療養者に関する情報を基に、当該事業を実施している。

(2) 県における自主療養制度について

発熱外来診療や保健所の業務ひっ迫が深刻化したことに伴い、令和4年1月28日から県では、「自主療養」の仕組みを導入した。

(3) 市に在住する自主療養者に対する支援の現状について

市は、広報紙等により支援事業の周知を行っているものの、その認知度は把握ができない状況である。自主療養者に関する情報は県から市へ提供されないため、自主療養者に対して市から連絡をすることができず、本事業を知った一部の自主療養者が本市へ連絡することで支援を開始するにとどまっている。

(4) 神奈川県における検討について

令和4年2月10日、知事から神奈川県情報公開・個人情報審議会に対し、自主療養者の要配慮個人情報の取扱い及び当該情報を市町村へ提供することについて諮問をし、同月21日に「審議の結果、諮問内容を適当なものと認めます。」との答申がされた。

同月25日、県から市に対し、上記の自主療養者の個人情報の提供が可能となった旨、連絡があった。

3 要配慮個人情報を取り扱う必要性について

感染症法に基づく自宅療養者の情報は県から市へ提供がされることから自ら連絡することなく全ての当該者に対し支援の機会を付与できる。一方、法定外である自主療養者は県から市への情報提供がされないため、本事業を知る一部の自主療養者が市の支援を希望する場合に、自ら市へ連絡をしてくるのみの状況である。同じ新型コロナウイルス感染症の陽性者であって外出が制限されているにもかかわらず、自宅療養者と自主療養者の間で本市の支援の実施に大きな差異が生じている状況にある。

一方、神奈川県情報公開・個人情報審議会から自主療養者に関する情報の市町村への提供については適当なものと認められる旨の答申を受け、県においても希望する市町村に対し、自主療養者に関する情報を提供することが可能となったこ

とから、市においても、本支援事業の実施に必要な最低限の情報（氏名、住所、連絡先、自宅療養期間）を取り扱うことで 自主療養者についても自宅療養者と同様の支援を行いたい。

以上の理由から、新型コロナウイルス感染症の自主療養者に関する要配慮個人情報（病歴（条例第7条第4号）及び健康診断等の結果（条例第7条第6号））を含む個人情報を取り扱いたい。

#### 4 収集した自主療養者の要配慮個人情報の取扱いについて

自宅療養者の要配慮個人情報と同様、以下のように取り扱う。

- ・ 県から情報の提供を受ける際は、地方公共団体の組織内ネットワーク（市内LAN）を相互接続する行政専用ネットワークである総合行政ネットワーク（LGWAN）による安全確実な電子メールで行う。
- ・ 当該情報には、本事業を実施する危機管理課職員のみアクセス可能とする。
- ・ 当該情報は、外部と接続していない市内ネットワーク内のフォルダに保存し、厳重に取り扱うこととする。

### 第3 審査会の判断理由

当審査会は、次の理由により「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

県が運用する自主療養制度に基づく自主療養者に対しては、可能な限り外出しないよう任意の協力が求められている一方で、法に基づく配食等の便益提供が行われない。

この自主療養制度は、令和4年1月以降のオミクロン株の急速な感染拡大に伴い、発熱外来診療や保健所の業務ひっ迫が深刻化している状況を鑑み、県により臨時的に導入された仕組みであり、その実質において感染症法に基づく自宅療養と同様のものと考えられる。

しかしながら、自宅療養者と異なり、自主療養者については、県から市への情報提供がされないため、本事業を知る一部の者が希望する場合に限り、支援が実施されている現状にある。

そこで、自主療養者についても、自宅療養者と同様、自ら連絡することなく全ての当該者に対し支援の機会を付与することで、自宅療養者と自主療養者の間で生じている本市の支援の実施に関する差異を早急に解消する必要がある。

当該情報を提供する県においては、神奈川県情報公開・個人情報審議会から自主療養者に係る情報を市町村へ提供することについては適当なものと認められる旨の答申を受け、希望する市町村に対し、自主療養者に関する情報を提供することが可能と判断している。こうした状況の中で、市において収集する情報は、自宅療養者のものと同様、氏名、住所、連絡先等本事業の実施に必要な最低限にとどめられている。

また、市においては、今後、自主療養者に関する要配慮個人情報を収集した場合には、自宅療養者の要配慮個人情報と同様の厳格な取扱いをすることとしている。

以上の理由により、条例に定める要配慮個人情報のうち、病歴（条例第7条第4号）及び健康診断等の結果（条例第7条第6号）に関する情報として、自主療養者に関するこれらの情報を取り扱うことは適当であると認められる。

#### 第4 処理経過

当審査会の調査審議等の経過は、次のとおりである。

年月日	処理内容
令和4年2月28日	実施機関から諮問書提出
令和4年3月3日	審議（書面会議）